

【声明】

今村復興大臣の辞任と原発被災者支援の抜本的な強化を求める

2017年4月13日

災害被災者支援と災害対策改善を求める全国連絡会

(略称：全国災対連)

第2回世話人会

今村雅弘復興大臣は、今月4日の復興庁で行われた記者会見で、東京電力福島第1原発事故で自主避難を余儀なくされた被害者に対して、「本人の責任」「裁判でもなんでもやればいい」などと国の責任を放棄する暴言を發した。災害被災者の生活再建と被災者本位の復興の実現を求める団体として、満身の怒りを込めてこの暴言を糾弾するとともに、今村大臣の即座の辞任を強く求める。

今村大臣の発言は、福島原発事故は人災ではない、自主避難は自己責任だというものであり、原発被害自体を無視する暴論である。今村大臣が同日の衆院復興特別委員会で「自己責任という言葉は非常にまずかった」と謝罪したとしても、加害者という自覚に欠けた現政権の本音が出たと指摘せざるを得ない。今村大臣の発言は、避難指示が解除されようとなれば、原発事故から避難する被災者の権利などを明確にし、国の支援を規定した「子ども・被災者支援法」の理念を否定するもので許されるものではない。

福島では、現在も8万人を超える県民が県内外での長期避難生活を強いられ、「原発事故関連死」は「直接死」の1.3倍の2,129人（2月27日現在）と増え続けている。また、震災関連の自殺者も87人に上っている。国勢調査（昨年2月）によれば、原発立地の双葉・大熊・富岡、そして隣接する浪江の4町の人口がゼロとなった。東京電力福島第1原発2号機の原子炉格納容器内の放射線量（推定）は、広島爆心地の線量103 Sv/hをはるかに上回る最大毎時650シーベルト（Sv/h）と今年2月に発表されたが、数十秒で人間が死亡するレベルである。汚染水問題では、350億円もの国費を投じてもおお遮水効果は現れていない。昨年12月厚労省は甲状腺がんを発症した東電社員40代男性を労災認定するなど死亡事故も含めてトラブルが絶えない。前橋地裁は3月17日、原発事故避難者の群馬集団訴訟について、自主避難者の平穏生活権の侵害を認定するとともに、事故は防げたとして国の違法性を認め損害賠償を命じた。

今村大臣の発言は、福島の深刻な実態を無視し、原発事故によるすべての被害者に対して寄り添う姿勢がみじんもなく、3月に住宅の無償提供が打ち切られても、子どもたちを放射能被曝から救いたいという自主避難者の悲痛な選択も理解できていない。復興大臣としての資質と自覚を著しく欠いた今村大臣の辞任は国民的にも当然のことである。

全国災対連は、今村大臣の即座の辞任を強く求めるとともに、引き続き原発事故被害者に寄り添い、その救済とすべての原発の廃炉を強く求めていくものである。

以上